

【北斗市軽度者福祉用具貸与費の例外給付の取り扱いについて】

認定調査での基本調査の結果では例外給付の対象とならない場合でも、下記の（１）と（２）の要件を満たし、これらについて市に確認を受けた場合は例外給付の対象となります。

（１）下記のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの状態像に該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されている。

〈 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像 〉

Ⅰ 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第２３号告示第２１号のイ（※）に該当する者

（例） ・ パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象が頻繁に出現し、日によって変動がある
・ 重度の関節リウマチにより時間帯によって関節のこわばりが強くなる
など

Ⅱ 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短時間のうちに第２３号告示第２１号のイ（※）に該当するに至ることが確実に見込まれる者

（例） ・ 末期がんにより、認定調査時は何とか自立していても急激に状態が悪化し、短時間で告示で定める福祉用具が必要となる
など

Ⅲ 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第２３号告示第２１号のイ（※）に該当すると判断できる者

（例） ・ 重度の心疾患があるため、特殊寝台の利用により急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要があるため、特殊寝台の必要性を医師から指示されている
・ 脊髄損傷による下半身麻痺が残存し、寝返りが大変な状況があるため、床ずれ発症リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により床ずれの危険性を回避する必要があるため、床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている
など

（※）は、例外給付基本調査票（別紙）「厚生労働大臣が定める者のイ」を示す。

（注）例示されていない疾患名であっても、福祉用具貸与の例外給付の対象となる場合があります。また例示されている疾患名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付に該当するとは限りません。

（２）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が必要である旨が判断されている。